

第61号議案

蒲郡市個人番号カードの利用に関する条例の制定について

蒲郡市個人番号カードの利用に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成27年9月3日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市個人番号カードの利用に関する条例

別紙のとおり

提案理由

個人番号カードの利用事務等について必要な事項を定めるため提案する。

蒲郡市個人番号カードの利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この条において「法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の利用を通じて市民の利便性の向上を図るため、法第18条第1号の規定に基づき、個人番号カードの利用事務等について必要な事項を定めるものとする。

(利用事務)

第2条 市長は、次に掲げる事務について、個人番号カードの交付を受けている市民に対し、個人番号カードの利用によるサービスを提供するものとする。

- (1) 自動交付機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機をいう。）により、住民票の写し、印鑑登録証明書その他の証明書を交付する事務
- (2) 書面による申請により、印鑑登録証明書を交付する事務

(利用手続)

第3条 前条各号に掲げる事務について、個人番号カードの利用によるサービスの全部又は一部を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、当該個人番号カードを提出して、当該サービスの利用申請を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合には、規則で定めるところにより、その者の個人番号カードに当該申請に係るサービスを提供するために必要な機能及び情報を記録しなければならない。

(個人情報の安全確保)

第4条 市長は、第2条各号に掲げる事務について、個人番号カードの利用によるサービスを提供するにあたり、個人番号カードに記録された個人情報及びこれらのサービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(蒲郡市住民基本台帳カード利用条例の廃止)

- 2 蒲郡市住民基本台帳カード利用条例（平成18年蒲郡市条例第39号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に有効期間内の住民基本台帳カード（前項の規定による廃止前の蒲郡市住民基本台帳カード利用条例第1条の規定による住民基本台帳カードをいう。以下この項において同じ。）の交付を受けている場合においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第2項の規定により、当該住民基本台帳カードを個人番号カードとみなす。

(蒲郡市印鑑条例の一部改正)

- 4 蒲郡市印鑑条例（昭和49年蒲郡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「住民基本台帳法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）」に、「当該住民基本台帳カード」を「当該個人番号カード」に改める。

第8条第1項第2号中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

第10条第3号中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の18」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第29条」に改める。